

を対象にして子ども基金が全額負担して行っている保養のことである。

もう一つ子ども基金が行っている主要な支援に里子支援がある。甲状腺手術後の子ども、里子、これらの子どもたちが「子」と呼べない年齢になり、私たちの支援のあり方から名称まで見直す時期にきている。それらの問題を現地団体と話し合い、かつての子どもが母親になり家族を形成し

ている現状を知り、今後の支援を考えたい。



ウクライナの施設「南」で

## ハッ場ダム住民訴訟 —最悪のダム建設をストップさせるために—

弁護士 谷合周三(東京弁護士会)

### 1 ハッ場ダムとは

ハッ場ダムは、約50年前に、建設省(現国土交通省)が、首都圏の6都県(東京、埼玉、千葉、群馬、茨城、栃木)の協力を得て、群馬県長野原町に建設を計画している巨大ダムです。ダム建設に要する費用は、関連事業費用、起債利息等を含めると約8800億円を超えると予測され、日本一の高額なダムですが、このダムは、首都圏の住民にとって、利水上の必要性も、治水上の有効性もなく、また、建設予定地の脆弱な地質等から災害を誘発する危険のある有害でさえあるものと考えられます。さらに、誰も建設を望まないダムであるにもかかわらず、建設予定地の住民の生活と貴重な自然環境を破壊する結果をもたらす史上最悪のダムです。

### 2 6都県 一斉住民監査請求と提訴

2003年11月、国土交通省は、建設設計画を変更し、従前の事業費2110億円を一举に4600億円に増額する案を公表し、6都県は、いずれも、ダムの必要性等についての十分な議論等をしないまま、この計画変更に同意し

ました。

そのため、6都県の市民約5400名が、もはや自ら行動を起こさなければ、このダムは阻止できないと考え、2004年9月10日、6都県に対し、ハッ場ダムの建設中止を求めて、一斉住民監査請求を行いました。

6都県で、それぞれハッ場ダムをストップさせる会が結成され、そのネットワークとしてハッ場ダムをストップさせる市民連絡会が立ち上りました。しかし、各都県の監査委員は、いずれも、住民監査請求を退けたため、6都県の市民は、同年10月～11月にかけて、次々と住民訴訟を提訴しました。

### 3 ハッ場ダム 住民訴訟での請求内容

住民訴訟での請求内容は、①建設費用等のための公金支出の差止め、②各都県がハッ場ダム使用権の設定申請を取り下げないことの違法確認、③過去1年内に既に支出された費用の損害賠償請求(賠償義務者は各知事個人と水道事業管理者個人)です。

### 4 論点と展望

(1)ダム使用権の設定申請を取り下げないことの違法確認について

ア ハッ場ダム建設計画は、6都県が、国に対して、建設されたダムを使用するとの申請を行っていることに基づいて、成り立っています。そこで、現段階で、ハッ場ダムが建設されても、各都県にとって、何らのメリットもない以上、各都県は、この建設計画からの撤退を決断すべきです。

そもそも、各都県での適切な財産管理を行うべき責任者(知事ないし水道事業管理者)は、ダム建設の決定時のみならず、その後も状況変化を踏まえて、ダムの必要性を検討する義務があるはずです。そうすると、知事等は、現段階でダムはもはや不要と判断すべきで、各自治体での適切な財産管理の責任を果たすためには、今後、ダム建設計画から撤退し、国に対するダム使用権設定申請を取り下げるべき義務があります。

原告住民は、知事等が、かかる取下げを怠っていることが違法であると主張しています。

すなわち、ダム使用権設定予定者の地位を「財産」として、その管理を怠っているものと捉えています。

イ これに対し、被告(1都5県)の全てが、訴え却下を求めてきています。被告らは、ダムが建設されていない現段階での「ダム使用権設定予定者の地位」は、地方自治法上、住民訴訟で問題とできる「財産」には該当しないと主張しています。地方自治法上、「財産」の意味が限定されていると解釈できることから、当然、予測された反論でした。

ウ 原告弁護団としては、ダム使用権設定申請を取り下げないことが、地方自治法上の住民訴訟のテーマとできる「財産管理を怠る事実」に該当することを、「財産」性の有無を含めて反論主張をしていく予定です。

この本案前の主張を退けられれば、ダムの利水上、治水上の必要性がないこと、ダム建設による災害等の誘発の危険性が極めて高いことなど、八ッ場ダムが最悪のダムであることの本質的な議論が可能となり、その主張立証に成功すれば、ダム使用権設定申請を取り下げないことは違法であると認められることとなります。

#### (2)財務会計行為論について

ア もう1つのテーマである、ダム建設費用の支出が違法であることを理由とする、今後の支出の差止め請求、及び、既に支出された建設費用等の損害賠償請求については、被告から、住民訴訟の対象とできる「財務会計行為」の違法を問題としているとする反論が予測されます。

ダム建設設計画自体は国の計画であり、その計画自体に問題があつても、各都県は、国の計画にしたがって、建設費用を負担しているだけであるから、各都県の費用負担(公金支出)自体には、違法はない等とする主張です。

イ この主張に対する反論のためには、「八ッ場ダムは要らない」という基本的な本件訴訟でのテーマを、住民訴訟の枠組みの中で、支出の差止めを求める等の法的根拠と結びつけるための論理構成が必要となります。すなわち、原告側は、直接には、各都県でのダム建設等のための負担金

支出(財務会計行為)の違法を指摘する必要があるところ、かかる負担金支出の原因行為は、国(国土交通大臣)による負担金納付通知(あるいは、各都県の負担に関する協議)であり、さらには、その前提として八ッ場ダム建設に関する基本計画があるため、負担金支出(財務会計行為)の違法を、どのように捉えるべきかが、住民訴訟上の大きな論点となります。

言い換えると、他の権限機関(国土交通大臣等)の判断(計画)の違法が、これに基づく各都県自体の負担金支出(財務会計行為)の違法性判断に、どのように影響すると考えるべきか、という論点となります。

ウ この点については、(先行する他の権限機関の)「処分が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存在する場合でない限り、(後行する財務会計行為の権限機関は)右処分を尊重し、その内容に応じた財務会計上の措置

を探るべき義務があり、これを拒むことは許されない。」とする判例(いわゆる「一日校長事件」に関する最高裁(三小)92.12.15判決)があるため、基本的には、八ッ場ダム建設計画が「著しく合理性を欠くこと」、都県が、この計画に従って負担金を支出することは、(各都県の)「予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」があることを、主張立証する必要があると考えられます。

エ しかし、いずれにしても、八ッ場ダム建設計画の内容を議論しなければ、その計画が著しく合理性を欠くか否かは判断できないはずですから、今後、住民訴訟では、当然、利水上、治水上の必要性の有無、建設予定地でのダム建設の危険性等の本格的な論争に入っていくべく、準備しています。

## 5 ストップのために

八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会では、訴訟のみならず、建設ストップのために様々な活動を展開しています。皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

